

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石井町長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法、母子保健法、健康増進法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続 ②予防接種実費徴収の手続 ③予防接種記録保存の手続 ④予防接種による健康被害給付請求の申請 ⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑥妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑦妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続 ⑧母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑨低出生体重児の届出及び確認の手続 ⑩養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続 ⑪健康診査等の対象者であるかの確認手続 ⑫各種健康診査等の記録保存の手続</p>
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76項、93の2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 第102の2項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 第102の2項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課(保健センター)
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石井町総務課 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健センター	健康増進課(保健センター)	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター所長	健康増進課長	事後	
平成29年6月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		手続きに関しては、窓口や郵送での書面によるもののほか電子申請システムでの受領を行う手段の追加	事後	
平成29年6月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		電子申請システムの追加	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和1年12月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 - <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 	<p>○番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 - <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 	事後	
令和2年12月10日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	予防接種法、母子保健法、健康増進法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 - <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 - 	<p>○番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項 	事前	
令和3年2月24日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76項	番号法第9条第1項、別表第一 第10、49、76項、93の2項	事前	追加
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二	○番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和3年12月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 - ・母子保健事業に関する事務 第26、56の2、69の2、87項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 第102の2項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 第115の2項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業に関する事務 17、18、19項 ・母子保健事業に関する事務 69の2、70項 ・健康増進事業(検診・健康診査)に関する事務 第102の2項 	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため、法令を追記